

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育施設給食食材費高騰対策支援事業	①物価高騰・原油価格の影響を受け、給食の食材料費の負担が増している市内保育施設等を対象に補助金を交付し負担軽減を図る。 ②食材等高騰分に対する補助金 ③保育施設等での給食費の提供に伴う材料費について、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)と令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の支払い実績額を比較した差額と、消費者物価指数を基礎数値とした基準額を比較して少ない方を補助金として支給する。 民間認可保育所7園分: 1,789千円 認定こども園分3園分: 1,074千円 認可外保育所2園分: 160千円 ④民間認可保育所、認定こども園分、認可外保育所(保育所職員を除く)、保育所の保護者	R7.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園給食食材費高騰対策支援事業	①物価高騰・原油価格の影響を受け、給食の食材料費の負担が増している市内私立幼稚園を対象に補助金を交付し負担軽減を図る。 ②食材等高騰分に対する補助金 ③幼稚園での給食費の提供に伴う材料費について、令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)と令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の支払い実績額を比較した差額と、消費者物価指数を基礎数値とした基準額を比較して少ない方を補助金として支給する。 私立幼稚園2園分: 600千円 ④私立幼稚園(教職員を除く)、幼稚園の保護者	R7.2	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食食材費高騰対策支援事業	①給食の質・量を維持し安心・安全な給食を提供するため、食材費等高騰の影響を受けR6年度から値上げした給食費について、保護者負担の軽減を図るため、R6年4月からの給食費価格改定分(1食当たり保育所10円、幼稚園20円)を減額する。 ②食材等高騰に対する価格改定分の給食費 ③総事業費115千円(教職員分、保育所職員分を除く) 【内訳】 (1)幼稚園3園分 20円×対象29人×174食=101千円 (2)保育所1園分 10円×対象7人×189食=14千円 ④市立幼稚園、保育所の保護者	R7.2	R7.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂物価高騰対策支援事業	①食材費等の高騰に伴う子ども食堂運営費の負担軽減を図るため、食堂を運営する団体等に支援金を給付する。 ②子ども食堂を運営する団体等に対する支援金 ③子ども食堂食材等高騰対策支援金195千円 5千円(年間開催実績3回～5回)×2団体等=10千円 15千円(年間開催実績8回～11回)×1団体等=15千円 30千円(年間開催実績12回～23回)×4団体等=120千円 50千円(年間開催実績24回以上)×1団体等=50千円 ④市内で子ども食堂を運営する団体等	R7.2	R7.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	訪問系介護事業所物価高騰支援事業	①被保険者が安心してサービスを利用することができるよう、物価高騰、原油価格の影響により収支の圧迫が懸念される訪問介護サービス事業所に対し給付金を交付し、保険者としてのサービス提供体制の確保を図る。 ②訪問介護サービス事業所への物価高騰分に対する支援金 ③田辺市内訪問介護事業所数：計60事業所 × 補助単価37千円 = 2,220千円 事務用品等：80千円 ④市内訪問介護事業所(訪問看護、訪問入浴介護等含)	R7.2	R7.3
6	③消費下支え等を通じた生活者支援	キャッシュレス決済ポイント還元事業	①物価高騰等の影響を受けている事業者及び生活者を支援するとともに、キャッシュレス決済を推進するため、キャッシュレス決済に対する還元キャンペーンを行い、市内での消費喚起及び地域経済の活性化を図る。 ②キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンに係る委託費 ③キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料285,300千円 (ポイント還元額238,000千円を含む) ④市内対象店舗でキャッシュレス決済を行った者	R7.2	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	梅干製造業経営支援資金利子補給事業	①物価・エネルギー価格・原材料価格等の高騰による影響等により、運営資金の調達等が困難な状況に直面している梅干製造業者が、対象融資の借入れを行う場合、その利息の一部を補給することにより、事業者の経営負担を軽減し、重要な基幹産業の持続を図る。 ②和歌山県中小企業融資制度 経営支援資金(一般枠)による融資の借入を受ける梅干製造業者への利子補給金 ③1年分の利子補給額125千円 × 事業者数80社 = 10,000千円 ④市内の梅干製造業者	R7.2	R8.3
8	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農薬価格高騰対策支援事業	①物価高騰、原油価格高騰の影響から、農薬など農業生産資材の価格高騰の影響を受けている市内農業者に対し、事業継続及び経営の安定化を図り、地域農業の維持発展につなげるため、農薬の価格高騰分の補助を行う。 ②農薬価格高騰分の補助金 ③営農に必要な農薬費に係る物価高騰分の補助 対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日 補助対象経費：営農に必要な農薬費に係る物価高騰分(令和5年度と令和6年度との比較) 対象数・事業費：農家戸数2,000件 × 8,000円=16,000千円 ④市内農家	R7.2	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業共同施設等電気料金高騰対策支援事業	①物価高騰及び発電燃料価格の上昇等に伴い、電力料金高騰の影響を受ける漁業協同組合に対して支援を行うことで、漁業生産活動への影響を緩和し、水産物の安定供給に寄与する。 ②電気料金高騰分に対する補助金 ③市内に本所を有する漁業協同組合が所有する施設のうち、市内に所在する施設等における、令和6年4月から令和7年3月までの電力料金で令和5年11月と令和6年11月を比較した高騰分に相当する額 ④市内に本所を有する漁業協同組合	R7.2	R8.3